

質 疑	回 答
<p>選挙運動用自動車の運転手は、車上運動員に含まれますか。</p>	<p>選挙運動用自動車の運転手は、専ら運転業務を行う場合は労務者となりますので、車上運動員には含まれません。</p> <p>運転手は労務者となりますので、報酬を支払うことができますが、報酬額は1日10,000円以内（超過勤務手当を含める場合は、15,000円以内）となります。なお、運転手雇用に対する公費負担の上限額は、1日あたり12,500円となります。ただし、運転手が選挙運動に従事する場合は、腕章を着用する必要はありませんが、労務者には該当しませんので、報酬を支払うことはできません。</p>
<p>選挙公報に候補者のイラスト（似顔絵）を掲載することは、可能ですか。</p>	<p>掲載可能です。</p> <p>ただし、掲載にあたっては、図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合は、掲載分全体の面積の概ね2分の1以下としなければなりません。</p> <p>（南部町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程第4条第4項）</p>
<p>オンライン供託の手続きを行ったが、法務局から戸籍記載の氏名の漢字が表示できないと連絡がありました。</p> <p>この場合、オンライン供託したときの供託書記載の氏名は、戸籍記載の氏名と異なる（ひらがな表記又は常用漢字など）表記でもよいでしょうか。</p>	<p>公職選挙法の規定により、供託書に記載の氏名は、戸籍に記載の氏名でなければなりません。</p> <p>オンライン供託の手続きで戸籍に記載の氏名（漢字）が表示できない場合は、紙による供託をご検討いただくほか、法務局にご相談ください。</p> <p>また、既に受領した供託書に記載の氏名が戸籍に記載の氏名と異なる場合の取り扱いについても法務局にご相談ください。</p>